

## ■指定管理者制度の概要■

### ■ 「公の施設の管理」に関する制度

「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを狙いとしています。

平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」に変わって創設された制度です。管理委託制度との主な改正点は下記のようになっています。

	管理委託制度	指定管理者制度
制度の概要	「委託」・「受託」という法律、条例に根拠を持つ、公法上の契約関係	最終的な管理権限を県に残したまま、指定管理者が「管理の代行」を行うもの
受託者・指定管理者となる対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの（1/2以上出資等）</li> <li>・公共団体（土地改良区等）</li> <li>・公共的団体（農協、生協、自治会等）</li> </ul>	法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない）。個人は除く。
管理業務の範囲	行政処分に当たる使用許可については委託できない。	使用許可も管理権限の一環として指定管理者が行うことができる。
県の立場	施設の管理権限及び責任を有する。（受託者は、契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行うのみ。）	管理権限自体の行使は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす観点から、必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合は、指定の取消等を行う。

※ 指定管理者制度の下では、行政財産の目的外使用許可、使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など、法令上、地方公共団体あるいは長に専属的に付与された行政処分は行えません。

### ■ 指定にあたっての議会の議決

指定管理者となるためには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要になります。

（議決事項：指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体名称、指定の期間等）

■ 指定管理者による管理開始までの流れ（公募の場合）

指定管理者制度に移行するには、概ね下記のような手続きを経ることになります。

	手続きの流れ	内容
1	制度導入の方針決定	施設毎に施設の性格、機能、設置目的などを考慮し、施設のある方を検討した上で、管理の基準、業務の範囲、指定期間、募集・選定方法、スケジュールなどについて基本方針を決定します。
2	指定管理者の募集	指定管理者の募集は、1～2ヶ月程度の募集期間を設定し、県の広報やＨＰ等幅広い広報媒体によりお知らせします。
3	申請の受付	指定管理者の指定を受けようとする場合は、募集要項に定める申請書及び関係書類を県に提出します。
4	指定管理者の選定	指定管理者の選定にあたっては、必要に応じて外部有識者を含めた選定委員会を設置し、施設管理の公平性、効果性及び効率性、安定性について総合的に審査し、もっとも適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。
5	指定の議決	指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要になります。 (議決事項：施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間など)
6	協定締結	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。（管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など）
7	指定管理者による管理開始	県と指定管理者と協議のうえ、施設の管理に関する協定を締結します。（管理に係る業務内容に関する事項、県が支払う管理費用に関する事項、個人情報の取扱いに関する事項など）